

令和8年度 第1回 利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会

議事録

日時：令和8年7月27日（月） 13時～14時30分

場所：下館河川事務所 第3会議室

<司会：甲田副所長>

本日はお忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和8年度第1回鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会の事前会議を開催させていただきます。私は本日の進行を務めさせていただきます下館河川事務所で副所長をしております甲田と申します。よろしくお願いいたします。では、座って進行させていただきます。

本日の委員会につきましては、事前に委員の皆様にお送りしております資料について説明させていただきます、ご意見をいただきたいと思いますっております。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

資料目録、議事次第、委員名簿、座席表、資料1「鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会規則」、資料2「鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領（案）」、資料3「利根川水系鬼怒川河川整備計画の変更について」、資料4-①「（再評価）鬼怒川直轄河川改修事業」、資料4-②「（再評価）鬼怒川直轄河川改修事業（様式集）」をお配りさせていただきます。

不足等ございましたらお知らせ願います。

それでは委員の方々のご紹介をさせていただきます。

はじめに青木委員。

<青木委員>

青木でございます。よろしくお願いいたします。

<司会：甲田副所長>

池田委員

<池田委員>

池田でございます。よろしくお願いいたします。

<司会：甲田副所長>

武若委員

<武若委員>

武若でございます。よろしくお願いいたします。

<司会：甲田副所長>

乃田委員は本日ご都合により欠席となっております。

永井委員

<永井委員>

永井でございます。よろしくお願いします。

<司会：甲田副所長>

和田委員

<和田委員>

和田でございます。よろしくお願いします。

<司会：甲田副所長>

続きまして、事務局となります。下館河川事務所長の荒井でございます。

<荒井事務所長>

よろしくお願いします。

<司会：甲田副所長>

それでは、関東地方整備局で定めた本委員会の規則について説明をさせていただきます。

<遠山流域治水課長>

流域治水課長をしております遠山と申します。よろしくお願いいたします。資料のご説明をさせていただきます。右上に資料１とあります「鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会規則」をご確認いただければと思います。

内容について読み上げさせていただきます。

(趣旨)

第１条 本規則は、「利根川水系鬼怒川河川整備計画」及び「利根川水系小貝川河川整備計画」(以下「河川整備計画」という。)策定後、河川整備計画の点検を行うために関東地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第２条 委員会は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、河川整備計画の点検について意見を述べるものとする。

２ 委員会は、河川整備計画に基づき実施する事業で再評価又は事後評価の対象となるものに関し、整備局が作成した対応方針(原案又は案)について審議を行い、対応方針に対し

意見がある場合には、関東地方整備局長（以下「局長」という。）に対してその具申を行うものとする。

（委員会の委員及び組織）

第3条 委員は、利根川水系鬼怒川・小貝川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。

2 委員は6人以内で組織する。

3 委員の任期は2年以内とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員の代理出席は認めない。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。

8 委員会には、関係県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。

9 委員長は、会務を総理する。

10 委員長に事故があり、参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の庶務）

第4条 委員会の庶務は、河川部河川計画課及び下館河川事務所において処理する。

（雑則）

第5条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

（施行期日）

本規則は、令和8年7月27日から施行する。

＜司会：甲田副所長＞

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

＜武若委員＞

非常に些細な質問ですが、河川部の河川計画課という名称は継続しているのでしょうか。流域治水課に変更となったりしていないのでしょうか。

＜遠山流域治水課長＞

現在も河川部の河川計画課として継続しています。下館河川事務所では、昔の調査課、計画課をあわせて流域治水課に名称が変わっています。

<武若委員>

承知しました。

<司会：甲田副所長>

続きまして、本委員会の委員長の選出に入りたいと思います。

規則、第3条第6項によりまして、委員長は委員の皆様の互選ということになっております。どなたか委員長をお引き受けいただける方、ご推薦等ございますか。

<青木委員>

ご提案があります。昨年度も鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会の委員長、並びに鬼怒川河川整備計画有識者会議座長を務められました池田委員を推薦いたします。どうぞご検討ください。

<司会：甲田副所長>

ただいま、青木委員から池田委員の委員長への推薦がございましたが、これにつきまして、ご意見等ございますか。

(異議なしの声あり)

<司会：甲田副所長>

異議がないようですので、委員長は池田委員にお願いしたいと思います。

池田委員長、よろしくお願いします。一言ご挨拶をお願いします。

<池田委員長>

ただいま、ご指名いただきました池田と申します。何度か委員長をさせていただいておりますが、なるべく皆様のご意見をうまく集約できるように努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

<司会：甲田副所長>

ありがとうございます。それではこれからの進行については委員長の池田委員にお願いしたいと思います。

規則第5条に会議の運営に関し必要な事項を定める条項がございます。「運営要領（案）」の審議からよろしくお願いいたします。

<池田委員長>

それでは、「運営要領（案）」について説明をお願いします。

<遠山流域治水課長>

右上に資料2とあります「鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領（案）」をご確認いただければと思います。これも先ほどと同様に読み上げさせていただきます。

（目的）

第1条 本運営要領は、利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会規則（令和8年7月27日付け）（以下「委員会規則」という。）第5条に基づき、利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）の委員会の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

（委員会の招集）

第2条 委員会は、関東地方整備局長から委任された下館河川事務所長が招集する。

（委員会の成立条件等）

第3条 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議事録）

第4条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

（委員会の公開について）

第5条 委員会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

（委員会資料等の公表について）

第6条 委員会に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

（雑則）

第7条 この要領や規則に定め無き事項については、委員会で定めるものとする。

<池田委員長>

説明がありました「鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領（案）」につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

<池田委員長>

無いようでしたら、運営要領についての審議はこれです承ということで終了したいと思います。

それでは、進行を一旦事務局に戻させていただきます。よろしくお願いします。

<司会：甲田副所長>

それでは、原文の通りということで、運営要領の「(案)」を取ることにします。

なお、「(案)」が取れた運営要領については、後ほど本会議各委員の皆様の座席の上に配布させていただきますのでご確認願います。

今後、会議は原則としてこの運営要領に沿って運営させていただきます。

<司会：甲田副所長>

定刻となりましたので、ただいまより令和８年度第１回鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、下館河川事務所で副所長をしています、甲田と申します。どうぞよろしくお願いします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭の委員長挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いします。また、報道機関の皆様にはお配りしております取材にあたっての注意事項に沿って、適切に取材および傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いします。

併せて、事務局職員等による記録撮影を行っておりますので、ご了承ください。資料の確認は、先ほど規約等を確認した際に行いましたので、ここでは省略させていただきます。次に議事次第の２、下館河川事務所長の荒井よりご挨拶させていただきます。

<荒井事務所長>

皆さん、こんにちは。下館河川事務所の荒井です。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、令和８年度第１回鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。

現在、利根川水系では令和の大改修と銘を打ちまして、令和元年東日本台風によって堤防天端から約１メートルまで水位が上がるなど、既に顕在化している気象変動に対応すべく、河道対策と既存ダムの有効活用などの上流対策を強力に推進し、治水安全度の早期向上を目指して取り組んでいるところでございます。

鬼怒川におきましても、昨年度末に気候変動に対応すべく、河川整備計画を変更させていただいたところです。

今回のフォローアップ委員会では、この変更に伴う鬼怒川直轄河川改修事業の再評価について、事務局より説明させていただきますので、積極的なご意見を頂戴いただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<司会：甲田副所長>

議事次第の３、委員紹介ですが、時間の都合上、委員名簿で変えさせていただきます。なお、乃田委員におかれましては、ご都合により、本日欠席となっております。

また、別途、先の会議において、池田委員が委員長に選出されましたので、お知らせいたします。

議事次第の４委員長挨拶、池田委員長お願いいたします。

<池田委員長>

先ほど、委員長を仰せつかりました池田と申します。よろしくお願いします。

先週、先々週は本当に暑くて、40度超えが連続して発生しております。地球温暖化の影響とも言われていますけれども、それが温度だけではなくて、水循環への影響も確実にやってくると感じしております。

それに対して鬼怒川・小貝川を良い方向にフォローしていけるように皆様のご尽力を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上をもってご挨拶とさせていただきます。

<司会：甲田副所長>

ありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

それでは、議事次第の５、議事に入らせていただきますが、委員の皆様にお願いがございます。ご発言にあたりましては、挙手いただき、事務局がお手元にマイクをお届けしますので、お名前の後にご発言をいただければと思います。それでは、委員長、議事の進行をお願いいたします。

<池田委員長>

それでは、議事次第の５ １)の「利根川水系鬼怒川河川整備計画変更について」と２)「鬼怒川直轄河川改修事業の事業再評価」は関連していますので、続けて事務局からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

<遠山流域治水課長>

改めまして、下館河川事務所で流域治水課長をしております遠山と申します。よろしくお願いいたします。

資料３、資料４－①をもってご説明させていただきたいと思います。

先ほど委員長からもございましたが本日、資料４－①の直轄河川改修事業についてのご審議をいただくことになっており、その上位計画である河川整備計画を昨年度変更させていただいております。

委員の皆様には有識者会議という場でいろいろご意見を賜りましてどうもありがとうございました。昨年の変更の内容についておさらい程度でございますが、ご紹介をさせていただきます。

資料３の１ページ目に変更までの経緯ということで資料をまとめてございます。

当初の鬼怒川河川整備計画につきましては、平成 28 年 2 月に、平成 27 年 9 月洪水と同等の洪水を安全に流すという目標として策定しておりました。その後、令和 3 年 9 月に緊急対策プロジェクトのハード対策も完了しており、令和 6 年 4 月に鬼怒川も含まれる利根川水系全体の河川整備基本方針について、気候変動を踏まえた形で変更しております。さらに、令和 7 年 3 月に鬼怒川は支川でございますが、その本川に対する「利根川・江戸川河川整備計画」を気候変動に対応した形で変更しております。これを受けまして鬼怒川につきましても、昨年度河川整備計画を気候変動対応に変更するための手続きに入っております。

記載の通り 1 月に変更原案を公表させていただき、その後、関係県や学識経験を有する方々からのご意見だけでなく、パブリックコメントを通じて関係住民からの意見募集も並行して行っておりまして、1 ヶ月程度の期間で 4 件のご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえながら「変更原案」を「変更案」という形で同年 2 月に公表をさせていただいております。

その後、関係県、省庁協議を経まして、令和 8 年 3 月 30 日に変更に至ったということでございます。

簡単に変更の概要をまとめております。

2 ページ目につきましては治水に関して、裏面 3 ページ目につきましては環境と利水ということで記載しております。

おさらいとして少し触れさせていただくと、2 ページ目の治水になりますけれども、計画対象区間といたしましては、記載のとおりになっており、期間としては概ね 30 年間で整備をするということになってございます。

その右に、流域および河道特性ということでまとめてございまして、鬼怒川の茨城県区間を下流部と呼んでおり、栃木県区間を中流部というふうに呼んでおります。中流部においては勾配が急で、川幅が平均で 700m ほどありますが、下流部、茨城県区間につきましては、勾配が緩やかで川幅も平均で 300m と中流部に比べ狭いというのが鬼怒川の特徴になってございます。

それから主な洪水ということで、戦後最大洪水であった平成 27 年 9 月、関東・東北豪雨を掲載しております。この洪水を受けまして、緊急対策プロジェクト等を実施しております。

平成 28 年に策定をした鬼怒川河川整備計画につきましては、緊急対策プロジェクトが令和 3 年 9 月にハード対策が完了したことから流下能力を確保する対策はほぼ完了されました。

これをふまえて、右上にあるとおり、気候変動を踏まえた新たな目標として、目標を大きくする形で整備計画を変更させていただいたところです。

棒グラフを見ていただければと思いますけれども、平成 28 年の河川整備計画の「河川整備計画目標流量」につきまして、これダムなしになりますけれども、石井地点という基準地点におきまして、6,600m³/s が目標であったところを、気候変動を踏まえた 50 分の 1 を目標にするということで、8,600m³/s と大きくいたしまして、整備計画の変更をさせていただいております。

このうち、上流ダム群において、事前放流を含む洪水調節施設等により 4,000 m³/s を調節し、河道整備において対象とする流量を石井地点で 4,600 m³/s とするよう変更しています。流量配分は右側に示しています。石井地点では、平成 28 年の河川整備計画と変更後で、河道の目標流量に変更はありませんが、途中の田川放水路からの流入が大きくなる関係から、下流側の

水海道地点においては 4,300m³/s から 4,400m³/s ということで、100 m³/s を大きくする変更をさせていただいております。

これにつきまして、左下、整備メニューを記載しておりますが、「堤防整備」については、堤防の高さや幅が不足している区間ですとか、あと樋管の老朽化対策と合わせて堤防の整備を行ってまいります。それから、先ほど水海道地点において大きくした 100m³/s を安全に流下させるために必要な河道掘削や、樹木伐採という必要な河道の断面を確保するというようなメニューを盛り込んでございます。

それから、鬼怒川につきましては、急流河川ということもございますので、必要な浸食対策というものを実施していくこととしておりまして、下に整備メニューの位置図ということで、お示しをさせていただいております。

裏面になりますけれども、環境と利水についてということになります。

環境については左側にまとめてございます。今回の変更においては定量的な目標を定めるということでご説明させていただいております。定量目標は中流部と下流部と分けて定めております。

中流部につきましては、定量目標の設定区間として 62 k から 63 k を定めまして、定量的な目標といたしましては、浸食対策工事に合わせて礫河原環境の面積が 6.8ha、それからワンドたまり環境の面積が 2.1ha 程度存在するようにするという定量目標を立ててございます。

それから右側、下流部になりますけれども、同様に 8 k から 9 k 区間において、河道掘削工事に合わせてヨシ原の面積が 4.4ha 程度存在するようにするという事で定量目標を立ててございます。

それから、その下につきましては中流部、下流部における整備イメージを掲載しておりますし、その右につきましては順応的維持管理を引き続き実施をしていくということをまとめてございます。

それから右上にありますけれども生態系ネットワークの形成ということで縦断的なネットワークですとか横断的なネットワークを含めた 6 つのネットワークの形成を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、河川の適正な利用及び流水の正常な機能ということで利水に関する事項でございます。水の利用につきましては、ご案内のとおり鬼怒川については上流のダムにより 8 割程度発電用水ということで使われており、残りの 2 割につきましては、農業用水ということで利用されているところです。右にあります、渇水時の対応ですが、近年では、令和 6 年に 10%の取水制限が行われたところでございますし、現在も、準備体制に入っているような状況でございます。

それから、その右下、正常流量の設定というところになりますけれども、正常流量につきましては、佐貫地点が基準地点になってございまして、基本方針の変更において、水利流量等、最新の値で見直しをして正常の流量を変更してございます。それを整備計画に反映しております。以上が、令和 8 年 3 月に行わせていただきました河川整備計画の変更の内容でございます。

本日は、この先ほど 2 ページ目にありました治水に関しての直轄河川改修事に関して審議していただくこととなります。

資料４－①をご確認いただき、１ページ目に目次を記載しておりますが、この６つの項目対して資料を作成しております。昨年度の有識者会議の資料を活用させていただき、構成をしてございます。その関係で、重複する資料につきましては、簡単にご説明する程度にとどめさせていただきます。

２ページ目は、河川の概要ということになりまして左側、地形を載せておりまして鬼怒川の諸元といたしましては流域面積が約 1,761km²、幹線流路延長が 177km の一級河川でございます。河道特性につきましては、先ほどの概要でご説明したとおり中流部の栃木県間で川幅が広くて流下能力が大きいというようなことになってございます。

引き続いて３ページ目は、地域の開発の状況をお示ししております。土地利用ということで、右下に３つほどカラフルな図を載せております。これは、国土数値情報土地利用メッシュデータより作成をしたものでございまして、地域開発という観点については、市街地の赤の着色を見ていただければと思いますが、最新の令和３年につきましては、平成９年に比べまして、宇都宮市のあたりで赤い市街地が増えていたり、鬼怒川流域の下流端になります守谷市のあたりで、赤い部分が少し増えているかと思いますが、守谷市付近につきましては、つくばエクスプレスができたことに伴う開発ととらえております。過去から現在につきましては、市街地が増加しているというふうに捉えておりますし、流域内人口につきましては、右上に人口の推移を載せてございます。過去から増加をしてきておりましたけれども、近年はほぼ横ばいというような状況でございます。

続いて、４ページ目になります。過去の災害の実績ということでございまして平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨ですとか令和元年の東日本台風について記載を載せております。それから、被害発生時の影響ということで右下の想定最大規模の洪水浸水想定区域図のとおり、最大でこのようリスクが鬼怒川にあるということを示してございます。

続いて５ページ目になります。河川改修等の経緯ということでございまして、箱書きの一番下段のところにありますとおり、令和 6 年 7 月に利根川水系河川整備基本方針、令和 8 年 3 月に鬼怒川河川整備計画について気候変動を踏まえ変更しているところでございます。

続いて６ページ目は、現状と課題になりまして、左側の３つ目の箱書きとなりますが、田川の合流点におきまして、右側の写真にあるとおり、合流点処理の対策として、久保田水門が昨年の 10 月に完成をしており、引き続き、この合流点の上流部の堤防の整備を順次実施をしていくというような状況でございます。その下の箱書きでございますけれども、平成 28 年の河川整備計画の目標であった既往最大洪水となる平成 27 年 9 月洪水と同等の洪水を安全に流すための河道断面を確保し、治水安全度の向上を図っておりますが、将来計画である河川整備基本方針における計画高水流量については安全に流すには、まだまだ整備が必要です。右上の箱書きにあるとおり鬼怒川については急流河川というところもございまして堤防の安全性に影響を及ぼす水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇所や、堤防付近における高速流が発生する箇所については、引き続き、侵食対策を実施していく必要があると考えております。

続いて７ページ目になりまして、地域の協力体制ということで資料の方をまとめてございます。

箱書きに記載しておりますが、平成 28 年に鬼怒川・小貝川の大規模氾濫に関する減災対策協議会を設立いたしまして、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目標に、国、県、市町

等の構成員が計画的・一体的に取り組む事項について「対応方針」を定め、ハード対策とソフト対策を継続的に実施して、水防災意識社会の再構築に取り組んでいるところです。

また、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした流域治水協議会を設置しているところです。

それから、流域住民の安心安全を将来にわたって確保し、豊かで暮らしやすい地域づくりに取り組むため、河川整備のより一層の施策の促進についてということで、右下にありますとおり、鬼怒川につきましては、沿川市町の方で期成同盟会を組織いただいております、下流部茨城県区間と上流部の栃木県区間と2つ分かりますけれども各々、整備の施策の促進ということでご要望をいただいております。

続いて8ページ目は、鬼怒川河川整備計画の変更の概要となりますので先ほどご説明したとおりになっております。

この整備計画メニューに対してどのように整備をしていくのか今後の改修方針をお示しているのが9ページ目になってございます。

左下に凡例を載せてございますけれども赤く着色をしているものが、当面7年間で優先的に整備をしていくものとなっておりますし、整備計画期間30年間のなかで整備をしていくものを青色でお示しております。

棒線で書いているのが堤防の整備ということで、築堤を示してございます。○印が、老朽化樋管の対策に合わせた堤防の整備、川の中の四角が河道掘削等として、河道掘削、樹木伐採を示しており、三角形は侵食対策を示しております。

堤防の整備につきましては40kから50kの間の右岸側に棒線があるかと思っておりますけれども先ほどご説明した久保田水門の上流側の筑西市下川島地先においての堤防整備ということで今年度実施を予定しているところとなっています。

それから35k付近の右岸側の坪井排水樋管の老朽化対策とあわせた堤防整備についても本年度実施を予定しております、さらにこの11樋管の中でも、仮に堤防が決壊した場合に被害額が大きいところから優先的に実施していくこととしており、38k付近の左岸側に上平排水樋管ですとか上流側の上野排水樋管付近の整備を予定しております。

この堤防整備をするにあたっては土砂が必要になりますが、その35km付近あたりの坪井排水樋管の前面のところの河道掘削土を活用していきたいと考えております。

それから鬼怒川全体の流下能力を上げる対策として、一番下流側のところ、河道掘削等のところで赤く着色しておりますけれども、その箇所については樹木伐採を予定しております、全体の流下能力を少しずつ下流から上げていこうと考えております。最後に、質的整備になりますけれども浸食対策については、下段の栃木県区間の真岡市の下籠谷地先ですとか、下流側の西大島地先、それから上段の茨城県区間の下妻市二本紀地先につきましては、本年度予定をしているところですし、先ほどの老朽化樋管の対策と合わせた堤防整備と同様に、被害額が大きいところから優先的に整備をしていこうと考えております。

続いて10ページ目になりますけれども、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善というところになりまして、箱書きに記載のとおりですが、今回の直轄河川改修事業につきましては、上位計画である鬼怒川河川整備計画を昨年度変

更したものに基づいた事業であるということと、コスト縮減という観点では、引き続き法肩ブロックを現場に適用することによりまして、除草費用等のコスト縮減というものを図ってまいりたいと思っております。

法肩ブロックにつきましては、下にポンチ絵等を示しておりますが、左上のポンチ絵は、従来の法肩構造ということになりまして、舗装を止める形で舗装止めのブロックがあり、その左側は、法肩盛土となりますが、ここについては人力によって盛土の締め固め等をして、その上に芝を貼るというのが従来の工法でした。この部分について、左下のようにピンクでハッチをかけているような形の一つのブロックで置き換えるというのがこの法肩ブロックの特徴になっていまして、もともと法肩は人力で締め固めをするということに対する作業効率の向上もありますし、もともとの法肩盛土部分には、数年後については雑草が生い茂るため除草の費用もかかるといったこととか、法肩が侵食されて補修費がかかるといったことが課題となっておりますので、その除草費用、補修費を削減するということで、法肩ブロックというものを現場の方に適用してございます。

具体には、その右下の写真のようなこの白い部分が法肩ブロックになっていまして今回の事業の中にも堤防の整備がありますので同様に、このブロックを使ってコストの縮減を図ってまいりたいと考えております。

続いて 11 ページ目になります。

事業の投資効果ということになりまして、算出の流れ、方法ということでもまとめております。内容は一般的なものでございますが、氾濫計算の条件等について少し触れさせていただくと、左上の箱書きになりまして、事業期間というのは令和 8 年から令和 37 年の 30 年間、河道条件としては、現況として、令和 8 年度河道になります。対象波形といたしましては、既往最大洪水である平成 27 年 9 月洪水を用いて計算の方を実施しているところでございます。

引き続き 12 ページ目になります。被害額の算出方法となりますが、この算出方法と根拠につきましては、治水経済調査マニュアル（案）に準拠した形で算出を行っております。下段に資産データを載せておりますけれども、公表されている最新のものをを用いて検討をしております。

13 ページ目に費用対効果分析ということで B/C を載せておりますが、B/C につきましては 2 種類算出をしておりますして全体事業に対するということにつきましては 30 年間で整備するメニューに対しての B/C や、当面 7 年間の事業に対する B/C ということで先ほど凡例赤（p9.今後の改修方針）で示させていただいたメニューを整備した場合の B/C ということで 2 種類算出してございます。

全体事業といたしましては、令和 8 年から令和 37 年という期間で整備をしているものになりますが、1.7 ということで、当面 7 年間優先するものに対しても 2.1 というようなことで確認しております。

続いて 14 ページ目になります。

貨幣換算が困難な効果等による評価ということになりまして、河川整備基本方針規模 100 分の 1 に対して最大孤立者数ですとか、電力の停止による影響人口に対して効果を確認しております。最大孤立者数につきましては、箱書きの最下段にありますとおり 1 万 2,500 人が 1 万 2,300 人ということと、電力停止による影響人口というのは 2 万 4,700 人から 2 万 4,000 人に減少するということで確認しております。

この効果につきましては、河道内の水位を下げることによって効果が発現するものになりますけれども、今回の整備メニューにつきましては、流量配分を水海道地点で 100m³/s 増やしたことに対応する河道掘削ですとか、樹木伐採をメニューとして計上しておりますが、このような整備であったとしても、基本方針規模の 100 分の 1 に対して少しですが効果があるというようなことを確認しているところでございます。

続いて 15 ページ目については、関連自治体等の意見ということで、茨城県、栃木県からいただいた意見を記載しています。茨城県からいただいた意見を読み上げさせていただきます。

「近年、豪雨による浸水被害が激甚化・頻発化しており、鬼怒川においても、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、甚大な被害が発生しました。つきましては、沿川の安全・安心を確保するため、本事業の継続を希望します。

併せて、コスト縮減の徹底を強く求めるとともに、地元の意見に配慮しながら、早期完成を目指し事業を進めていただくようお願いいたします。」

続けて、栃木県からは、

「本県中央部から南部を流れる鬼怒川の河川整備は、激甚化・頻発化する水災害の防止または軽減を図るために、さらなる促進が必要であることから、事業の継続を要望します。」

とご意見をいただいております。両県ともに、本事業の継続ということでご意見をいただいているところです。

最後のページで今後の対応方針（原案）ということで資料をまとめております。

（１）事業の必要性等に関する視点ということですが、事業を巡る社会情勢等の変化ということで記載をしておりますが事業の投資効果ということで今回、B/C といたしましては全体として 1.7 ということで 1 を上回ることを確認しているところです。

（２）事業の進捗状況・事業の進捗の見込みの視点につきまして、今後の事業実施の目処、進捗の見通しについては特段大きな支障がないというふうに考えておりますし、今後も事業の実施にあたっては社会情勢等の変化に留意しつつ、県からのご意見にもありましたが、関係機関、地元関係者等との調整を十分に行ってまいりたいと考えております。

それから（３）主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画コスト縮減等につきましては、本事業の上位の計画である河川整備計画を昨年変更させていただいており、これに基づいた事業であるということと、コスト縮減につきましては、法肩ブロックの適用ということを含めまして、今後のコスト削減の方策として、新技術、新工法を活用するなど、事業の効率的な推進に努めてまいりたいと考えております。

それから最後ですが、（４）今後の方針（原案）になりますが、「当該事業は、現段階においても、災害の発生の防止又は軽減を図る目的における事業の必要性は変わっておらず、気候変動を踏まえて変更した利根川水系鬼怒川河川整備計画に基づき、事業を改善継続することが妥当と考える。」ということで、資料の方をまとめさせていただいております。

簡単ですが、資料の説明については以上となります。

<池田委員長>

それでは事務局より鬼怒川河川改修事業の再評価について説明がありました。今日の委員会としては、この再評価についての審議になりますが、委員の皆様からこの再評価につきまして質問、ご意見などあればお願いいたします。いかがでしょうか。

<永井委員>

今のご説明資料の10ページに、堤防用の法肩ブロックについて記載があり、なるほどと思って見ていたのですが、資料中に「開発した」と記載がありますが、開発は国交省でおこなったのでしょうか。

<遠山流域治水課長>

緊急対策プロジェクトを進めていく中で、下館河川事務所において技術開発しております。

<永井委員>

ここのオリジナルということなのですね。これを取り入れるのは鬼怒川と小貝川だけになりますか。

<遠山流域治水課長>

全てを把握しておりませんが、例えば利根川本川の方でも活用していることは確認しております。

<永井委員>

コスト縮減ということを考えれば、全国的に広げる必要性はあるような気もしますが、いかがでしょうか。

<司会：甲田副所長>

これについては、関東地方整備局だけでなく九州地方整備局とかでも、もうすでに導入されております。

<永井委員>

そうしますと、発注というのは基本的には業者にその都度というか、あるいは入札という形でやっているのですか。

<司会：甲田副所長>

工事の中に仕様として盛り込んで発注していますので、施工業者から発注をかけています。

<永井委員>

要するに仕様の中で入れているわけですね。わかりました。

<池田委員長>

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

<武若委員>

13ページの数値についてですが、右下の箱書きの「当面7年間の事業に対する費用」について、この「⑤維持管理費」というのは、普段の堤防の草刈りとかを含んだ金額なのですか。

<遠山流域治水課長>

この維持管理費につきましては、あくまでもこの直轄河川改修事業で新たに作ったものに対しての維持管理ということで治水経済調査マニュアル案に記載されておりまして、新たに整備する堤防に対しての除草等について計上しており、既存の堤防に対して通常行っている除草は含まないこととなっております。

<武若委員>

そうすると、当面7年間は、総費用が約72億円となっておりますが、大体10億円ぐらいずつ維持管理に投資していくという理解でよいですか。

<遠山流域治水課長>

72億につきましては、維持管理費、プラス先ほど7年間で優先して整備をするという建設費をあわせて7年間で72億ぐらいになります。これは現在価値化しているものですので、実際には100億ぐらいになります。

<武若委員>

一年間に平均10数億円ぐらい、この計画を実施するために投資をしていくという感じですね。わかりました。

<池田委員長>

他にいかがでしょうか。

<池田委員長>

すいません、私から一点確認したいのですが、14ページのところで、「貨幣換算が困難な効果等による評価」というのは、先ほど質問のあったですね、「費用対効果分析」には載らない効果として、最大孤立者数とか電力停止の影響人口が減りますという、そういう理解でよろしいですか。

<遠山流域治水課長>

おっしゃるとおりです。これは先ほどのB/Cの便益とかに反映するものではなくて、その他にも最大孤立者数とか電力の停止に影響する人口とか、そういったお金に換算できないものに対して評価をするというのが、右上に書いてあります。「水害被害指標分析の手引き」にそったものとなっております、何億とかっていう便益とかではなくて、何人というようなことで確認をするような内容になっています。

<池田委員長>

たとえば、電力停止になってどれだけ損したとかという評価ではないということですね。他に、ご質問やご意見ございますか。

<青木委員>

青木です。16 ページになります。「(4) 今後の方針 (原案)」に記載の文書の最後に「改善継続」とありますが、「改善」とは具体的にどのような改善かなどお考えはあるのでしょうか。

<遠山流域治水課長>

「改善継続」という言葉ですが、最近、実施要領における「評価の視点」の改定によって新たに加わった考え方になっています。事業再評価を行うにあたって、事業の内容を変更する場合、今回の鬼怒川の直轄河川改修事業のように、その上位計画である河川整備計画を変更したとか、災害等を踏まえた基準の見直しなどの社会的要請、社会の価値観の変化などの観点で変更した場合については「改善継続」とことになっています。

<青木委員>

気候変動を踏まえたことで改善していくという意味ということで、わかりました。

<池田委員長>

他にございませんでしょうか。

<和田委員>

16 ページの「今後の対応方針 (原案)」について、私はこれでいいかなと思っているところです。ただ、私の専門である経済から、河川が社会経済の変化に今後どう対応していくか、憂慮すべきことは何かという観点で、気になることがあるので、一点だけ教えていただきたいことがあります。

それは、鬼怒川周辺でデータセンターの建設が見込まれている計画ができたりして、データセンターだと結構な量の水を利用することが想定されることなのかなと思っていて、水利権の問題として、もし、湯水の状況になった時、上流だけが好き勝手に使っていったら、下流では利用できないというような問題が起こるのか気になっておりまして、この水利権の調整は、どこでやっているのか教えていただきたい。

<遠山流域治水課長>

先ほどの資料3の3 ページ、「整備計画の変更について」というところの A3 の裏面の一番右下になりますけれども、「河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持」については、正常流量というものが定められています。正常流量については、維持流量+水利流量ということで定義をされていて、維持流量については、河川として本来どれだけの流量があるべきなのか、たとえば、景観とか魚が遡上してきて産卵するのに必要な水量によって定めたものが維持流量になっております。これに水利流量ということで先生がご指摘の水利用がどの位置で、どの期間どの量を取水するということを整理したものを足し合わせて正常流量を算出しています。

日々、下流での取水を満足するだけの量を上流のダムから放流するといった運用をしているところです。

<和田委員>

渇水状態のときは、下流とか上流とか取水制限も一定の形で行うということで、理解しているでしょうか。

<司会：甲田副所長>

渇水の際は、この水利用されている方々と協議しながら、どのくらいの量を制限していくかというのを皆さんの合意の中で決めて運用していくといった形になります。

<和田委員>

その調整は国がするのですか。

<司会：甲田副所長>

国の方で全てやっています。

<和田委員>

わかりました。ありがとうございました。少し安心しました。

<池田委員長>

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

もし他のご意見等がなければ、最終ページにある「今後の対応方針（原案）」に「現段階でも事業の必要性は変わっておらず、改善継続することが妥当と考える」旨、記載されておりますけれども、この判断でよろしいということにしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

<池田委員長>

ありがとうございます。それでは、「改善継続」していくということで決定したいと思います。

それでは、これで本日の議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

<司会：甲田副所長>

池田委員長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。本日の議事録につきましては、運営要領第4条のとおり、内容をご確認いただいた後に、国土交通省関東地方整備局のホームページにおいて公開することといたします。

以上をもちまして、鬼怒川・小貝川河川整備計画フォローアップ委員会を終了させていただきます。